

第4節 船舶の安全性の確保

1 船舶の安全基準の整備

船舶の安全性の確保については、国際海事機関（IMO）を中心に国際的な基準が定められており、海上人命安全条約（SOLAS条約）等、船舶の構造、設備等の安全基準を船舶安全法（昭8法11）及びその関係省令において規定している。SOLAS条約において、船舶の航行の安全に係る技術革新等に対応し、常に見直しが行われており、船橋視界の確保に関する適用範囲等、我が国も国内法令の整備を行った。

2 重大海難事故の再発防止

平成12年に発生した沖合底びき網漁船「第五龍寶丸」転覆沈没事故を受け、13年に同種事故の再発防止対策及び今後の課題に関する提言を取りまとめた。この提言を受け、再発防止対策として、「漁船の復原性の明確化」、「船体構造設備の改善」及び「操業中の安全な作業、操船の実施」について漁業関係者に対し指導した。また、その他の漁種の船舶の復原性についても引き続き検討をしている。

3 危険物の安全審査体制の整備

我が国における危険物の海上輸送に関する安全規制を的確に実施するため、IMOが定めた国際的な安全基準（IMDGコード、IBCコード等）を国内法令に取り入れている。また、IMOにおける安全基準の策定にあたり、我が国も国際的な海上輸送安全の確

保に寄与すべく、積極的に参加している。

4 船舶の検査体制の充実

近年、船舶技術の高度化やその安全性への社会的関心の高まりに的確に対応するため、外部有識者からなる「船舶安全評価委員会」を設置し、国の安全審査体制の充実強化を図った。また、船舶起因の大気汚染防止のため窒素酸化物等の放出量確認等が国際的に義務化されており、これに合わせて船舶検査体制の充実に努めた。

5 船舶の安全管理の向上

国際安全管理規則（ISMコード）が平成14年7月に完全適用になったことから、制度の円滑な実施体制の整備を図るとともに国際的な協力体制の構築に努めた。

一方、ISMコードの強制化がなされていない内航船舶についてもISMコードと同等な認証制度（船舶安全管理認定書交付規則（平12運輸省告示274））を制定しており、この制度の実施体制の整備拡充等を図った。

6 外国船舶の監督の推進

SOLAS条約等に基づき、我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の構造・設備等のハード面に関して外国船舶の監督（PSC）を実施した。

第5節 各種船舶等の安全対策の充実

1 小型船だまり、フィッシャリーナ等の整備

(1) 小型船だまり、ボートパーク等の整備

港内における小型船舶の安全を確保するため、小型船だまり等の整備に当たっては、その利用船舶が小型であることを考慮して、より高い静穏度が確保されるよう努めた。特に、漁船等の小型船舶と大型船舶が共に利用する港湾にあっては、小型船だまり等を港内の適正な位置に整備することとし、小型船

船とその他の船舶との分類を図った。

また、放置艇問題を解消し、港湾の秩序ある利用を図るために、既存の静穏水域の護岸前面等を活用し、必要最低限の施設を備えた簡易な係留・保管施設であるボートパークの整備を推進するとともに、プレジャーボートの安全な活動拠点となるマリーナ等の整備を促進した。

(2) フィッシャリーナ等の整備

漁港においては、防波堤等の外郭施設、航路泊地等の水域施設の整備を推進し、漁船等の安全の確保が図られるよう努めた。また、プレジャーボート等と漁船とのトラブル等を防止するため、新たに静穏水域を確保しプレジャーボート等を分離・収容するための施設等を整備する漁港利用調整事業を行うとともに、漁港内の既存の静穏水域を有効活用してプレジャーボート等の収容を図るための施設等を整備する漁港の高度利用のための整備（強い水産業づくり交付金）を実施し、漁港の秩序ある利用を図った。

(3) 係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置

近年、様々な問題が顕在化している放置艇の対策として、ポートパークの整備等の係留・保管能力の向上と併せて、港湾法・漁港漁場整備法に基づく船舶の放置等を禁止する区域の指定等、公共水域の性格や地域の実情に応じた適切な規制措置の実施を推進した。

また、小型船舶の所有権の公証及び放置艇対策を目的とした小型船舶の登録等に関する法律（平13法102）が平成13年に公布、14年4月1日に施行された。

さらに、マリナーなどプレジャーボートの係留・保管場所やビジターバース等に関する情報サイトにより、利用者へ情報提供を図るなど、安全、快適かつ適正なプレジャーボートの利用環境の整備を促進した。

2 漁船の安全対策の推進

漁船の海難による死亡・行方不明者数は、他の船舶よりも高い水準となっており、全体の約6割を占めている。この現状を踏まえ、海難防止講習会の開催等により、見張りの励行等について指導・啓発を行い、乗組員の安全運航の意識向上に努めた。

特に、漁船海難に伴う死亡・行方不明者の減少へ向け、関係省庁が連携し、漁業関係者の安全意識の高揚を目的とした「漁船海難防止強化旬間」（9月21日～9月30日）を実施した。漁船海難防止強化旬

間においては、漁業関係者を中心とした海難防止講習会の開催、ライフジャケット着用推進モデル漁協の指定等の活動を関係省庁、関係団体の協力を得て実施した。

また、漁船の海難や海中転落事故の防止に重点を置いた安全対策の強化を図るため、主要漁業基地において、生存対策に関する講習会を開催するなど、所要の対策を講じた。

3 プレジャーボート等の安全対策の推進

(1) プレジャーボート等の救助体制の充実強化

ア 巡視船艇・航空機による救助体制の強化

特に海難の発生の可能性が高い沿岸部については、プレジャーボート等の活動が活発化する時期及び海域を考慮しながら、巡視船艇・航空機を効率的に運用するとともに、ヘリコプターの機動性、搜索能力、つり上げ救助能力等を最大限に活用する等、救助体制の強化を図った。

イ 海難情報の入手体制の整備

プレジャーボート等の活動に伴う海難の情報を迅速かつ的確に収集するため、広く一般国民や船舶等から海上における事件・事故に関する情報を入手し、海難救助等をより一層迅速かつ的確に行うため、緊急通報用電話番号「118番」の運用を行っている。

ウ 民間救助体制の整備

（社）日本水難救済会に対し、救難所等の新設、救助用器材の整備、地方公共団体との連携強化等を計画的に推進することにより、活動の活発化を図るよう指導している。また、（財）日本海洋レジャー安全・振興協会の行うプレジャーボート等を対象とした会員制救助サービス（BAN）やスキューバダイバーを対象とした全国規模の会員制応急援助事業（DAN JAPAN）を積極的に支援した。

(2) プレジャーボート等の安全に関する指導等の推進

プレジャーボート等の海難を減少させるためには、マリンレジャー愛好者自らが安全意識を十分に持つことが重要であることから、海上保安庁では、マリンレジャーの盛んな海域において、巡視船艇に



ウクゾウくん

よる安全指導のほか、海難防止講習会や訪船指導等を通じ、レジャー目的に応じたきめ細やかな海難防止指導を行った。

プレジャーボートその他の小型船舶操縦者に対しては、酒酔い等操縦や危険操縦の禁止、免許者の自己操縦、ライフジャケット等の着用等の遵守事項が定められており、各地方運輸局等では、遵守事項について、関係機関と連携したパトロール・周知啓発活動を行った。また、ライフジャケットの着用については、ボートショー等の場において、関係機関等との連携を図るための「ライフジャケット着用推進会議」で誕生したマスコット「ウクゾウ」くんにより、マリンレジャー愛好者に着用の必要性を訴えている。

警察では、港内その他の船舶交通の多い水域、遊泳客の多い海水浴場、マリンレジャースポーツの利用が盛んな水域等に重点を置いて、警察用船舶により安全指導を行うとともに、警察用航空機との連携によるパトロールや地元団体及び(財)パーソナルウォータークラフト安全協会、(財)沖縄マリンレジャーセイフティビューロー等関係団体との協力、連携を図り、マリンレジャー環境の整備、マリンレジャー提供業者に対する安全対策の指導、マリンレジャー利用者等の安全意識の啓発活動等を通じて、水上安全の確保を図った。

(3) プレジャーボート等の建造に関する技術者講習の推進

プレジャーボート等の建造技術の適正な水準を維

持し、船舶の安全性を確保するため、建造技術者を対象とした各種講習会の開催等を推進し、市場ニーズや技術革新等に対応し得る技術者を養成し、その資質の向上を図った。

(4) プレジャーボート等の安全基準、検査体制の整備

総トン数20トン未満の船舶の検査を実施している日本小型船舶検査機構と連携して、適切な検査の実施に努めるとともに、プレジャーボート等の国際規格となる国際標準化機構(ISO)規格について、国内規則との整合を図るべく、技術的見地から詳細な検討を行った。

また、常時着用により適したライフジャケットの普及を図るとともに、乗船者等を対象とした講習会、イベント等の機会における常時着用に係る啓発活動の実施により、プレジャーボート等の安全向上を図った。

(5) 小型船舶に対する情報提供の充実

一般船舶やプレジャーボート等に対しても、気象・海象の情報、船舶交通の安全に必要な情報等をインターネット、携帯電話等を通じて提供する沿岸域情報提供システムの整備・運用を行った。

また、プレジャーボートユーザーが、ボート上で必要な安全情報やマリナー、地域イベント等の便利情報を容易に入手できる「プレジャーボート安全利用情報システム」の構築を推進するための調査研究を実施した。

そのほか、マリンレジャー情報提供の窓口としての「海の相談室」及び「マリンレジャー行事相談室」の利用促進を図るとともに、安全に楽しむための情報をホームページ上で提供できるよう情報提供体制の充実・強化を図った。

(6) 小型船舶に関する制度の充実

小型船舶操縦士免許制度については、航行の安全性を確保しつつ、より簡素・合理化した制度とするため、1級及び2級の免許に係る5トン限定免許を原則廃止したことから、パンフレットの配布等を通じ、利用者への周知及び的確な運用を図った。